

関門水先区水先人会 平成27年度事業報告

1. 事業報告

本会は、水先法の目的に鑑み、会員の品質を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、本会会則第4条に規定する5項目の事業を実施した。

2. 重点事業

利用者の信頼に答え得る水先業務の遂行及び会則に定める事業を重点事業として推進した。

3. 会員の現況及び異動

前年度末現在 在籍者数	期間中異動		本年度末現在 在籍者数
	入会	退会	
39名	4名	4名	39名

4. 各事業

(1) 適正化事業

- ・ 水先業務の適正な運営に関する指導及び監督を行った。
- ・ 会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業を推進した。
- ・ 品質向上に関する各委員会における検討を実施した。
- ・ ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取に努めた。
- ・ 公益法人会計基準に基づく経理処理体制を整備し、実施した。
- ・ 日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力を行った。

(2) 水先人の養成関連事業

- ・ 本年度9月に入会した3級水先人及び3月に入会した1級水先人への船舶運航等、水先人としての業務運営に関する諸研修を実施した。
- ・ 登録水先人養成施設から委託を受けた水先修業生及び新人水先人・2級進級水先人の水先実務に係る教育訓練を実施した。
- ・ 日本水先人会連合会が実施する研修への参加を促進した。

(3) 業務取次窓口業務

- ・ 会員のする水先業務の引受に関する事務を適確に実施した。
- ・ 会員のための料金収受事務を適確に実施した。

(4) その他の事業

- ・ 水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報を公開した。

以上